（匿名データを利用して作成した統計等の提出）

第三十八条　法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、総務大臣が告示で定める様式による報告書及び匿名データに係る管理簿を併せて提出しなければならない。　［新設］

2　前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成して提出しなければならない。

（匿名データを利用して作成した統計等の公表）

第三十九条　法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第四項の規定による公表は、法第三十六条の規定により準用する法第三十三条第三項の提出を受けた日から原則として三月以内に行わなければならない。　［新設］

第四十条　法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第四項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。　［新設］

一　第三十七条各号に掲げる事項

二　法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項

イ　当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した匿名データに係る統計調査の名称、年次、その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

ロ　当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

三　法第三十六条第二項の規定により準用する法第三十三条第三項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合は、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日

（調査票情報等の適正な管理）

第四十一条　法第三十九条第一項第一号に掲げる行政機関の長が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第一号情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次に定める措置とする。　［新設］

一　組織的管理措置

イ　第一号情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ロ　第一号情報に係る管理簿を整備すること。

ハ　第一号情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ニ　第一号情報を取り扱う者以外の者が、第一号情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

ホ　第一号情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　人的管理措置として第一号情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　物理的管理措置

イ　第一号情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ　第一号情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。